

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約により、学校管理下における生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

- * 支給額は、保険診療の医療費総額の3割の額に療養に伴って要する費用として1割を加算した額です。初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5000円以上の場合に給付の対象となります。
- * 健康保険が適用される受診が対象です。
- * 受診した次の月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

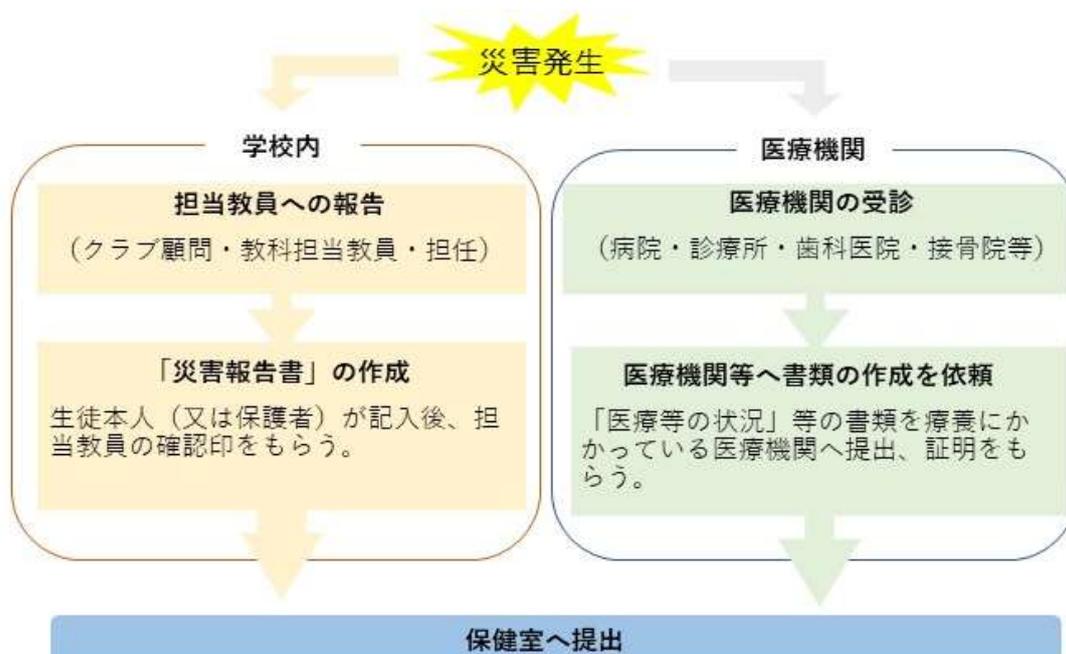
医療費給付の対象となる学校管理下と災害の範囲については、独立行政法人日本スポーツ振興センター公式ホームページをご覧ください。

◆給付金の請求に必要な申請書類

書類	使用方法
災害報告書	生徒本人が災害発生時の状況について記入し、担当教員（教科担当者、クラブ顧問、担任）に確認印を押してもらってください。
医療等の状況 （病院、診療所、歯科医院用）	病院、診療所又は歯科医院で療養を受けた時に使用します（健康保険の適用のない医療機関では使用できません）。療養月ごとに証明をもらってください。
医療等の状況（柔道整復師用）	柔道整復師等（接骨院・整骨院等）の施術を受けた場合に使用します。※カイロプラクティック、整体院等保険外の施術は給付対象になりません。
調剤報酬明細書	病院や診療所で薬の処方箋をもらい、調剤薬局で薬を処方していただいた場合に使用します。※同月の「医療等の状況」と一緒に提出してください。
治療用装具明細書	診療担当医師により治療遂行上必要と認められ、当該傷病の治療中に購入し、装着した治療用装具（関節用装具、コルセット、サポーター等）について請求する場合に使用します。装具製作会社、医療器材店又は医療機関の領収書の写しを添付の上、保健室へ提出してください。※同月の「医療等の状況」と一緒に提出してください。
高額療養の届	「医療等の状況」の診療報酬請求点数又は「治療用装具明細書」の装具費用が、7,000点（70,000円）以上の請求の際に必要なとなります。ご家庭で作成し、提出してください。

※各書類は、保健室で配布しています。また、学校ホームページからもダウンロード可能です。

◆災害給付の請求手続きの流れ



※詳細については、保健室までお問い合わせください。

◆給付金の振込について

担任を通して、保健室より「災害共済給付金の支払いについて」の通知をお渡しいたします。通知内に、振込日及び支払金額の記載がありますので必ずご確認ください。

(給付金の振込は毎月21日となっております。金融機関休業日の場合、日にちが前後します。)